

小樽市マイナンバーカード出張申請受付事業業委託業務  
公募型プロポーザル 質問回答表

番号	該当資料名	項目	質問内容	回答
1	実施要領	4の(1)	相当の知識及び経験を有するなどは具体的にどうい うものか？過去の同様の業務経験（来庁方式など） でのマイナンバーに関する作業実績が必要なのか？	相当の知識は、本プロポーザル仕様書「6 法令遵守に関する事項」に定め る法令及びガイドライン等並びに「マイナンバーカード総合サイト」に記載 されている内容等が該当します。相当の経験は、相当の知識をもって行った 経験であり、マイナンバーカードに関する業務、作業等の実績である必要が あります。
2	仕様書	2の(5)	20施設、申請受付100件は1施設当たり100 人以上なのか？本事業で全体で100人以上なの か？20施設で100人に満たない場合は施設追加 は可能なのか？施設候補の選定は事業者が行い、小 樽市と協議するものなのか？	20施設、申請受付100件以上とは、事業全体の数です。施設数は20施 設以上であり、20施設である必要はありません。施設候補の選定は、本事 業の目的と受託者の提案内容に沿って、受託後に協議の上で行います。
3	仕様書	3の(3)	利用者に対するノベルティの提供は可能か？耳目を 集めるような広告（旗や看板など）の掲示は施設と 協議した場合に問題はないのか？	ノベルティの提供及び旗や看板等の広告は、本市及び実施施設と協議の上 で、予算の範囲で行う場合は、問題ございません。
4	仕様書	2の(5)	施設の規模はどの程度を想定しているのか？入居者 100名以上、来館者1日100名以上など。20 施設とした場合、複数日滞在して募集を行うことも 可能か？	施設の規模は定めておりませんので、実施可能な内容を想定し企画提案をし てください。1施設当たりの実施日数は定めておりませんので、本市及び実 施施設と協議の上で複数日滞在することは可能ですが、効率的かつ効果的と 考える方法を想定し企画提案をしてください。
5	仕様書	2の(5)	実施施設数20箇所は、月毎に移動するイメージで しょうか。又は固定施設と期間有の施設で分けるイ メージでしょうか。	本プロポーザル仕様書3の(5)のAのとおり、実施希望のあった施設等と実施 日を調整の上で実施するため、月毎、固定施設、期間有の施設等の定めはあ りません。
6	仕様書	2の(4)	施設に小樽市以外に住民登録のある方がいた場合は 全くの対象外としていいのでしょうか、もしくは郵 送等での申請サポートを行うのでしょうか。	仕様書に記載のない内容のため、受託後に協議しますが、施設からの要望を 想定の上、対応を御検討ください。なお、御質問のとおり申請サポートの対 応を行うことは可能ですが、申請サポートの実施件数は仕様書2の(5)に定め る申請受付件数に含みませんので、御了知ください。
7	仕様書	3の(4)のイ	実施施設の募集にあたり、医師会・教育委員会等の 関連団体に通達を出してもらおうなどの協力依頼をす ることは可能でしょうか。	関連団体への協力依頼は可能ですが、飽くまで任意で御協力をお願いするも のであり、通達の発出等が可能とは限りません。受託後に提案内容に沿って 依頼の上、調整します。
8	仕様書	3の(5)	受付した申請書に不備があった場合、不備対応に関 しての申請者との窓口は委託者・受託者のどちらに なるのでしょうか。	仕様書に記載のない内容のため、不備対応は当業務に含まれておりませ んが、対応可能な場合は、その内容を御提案ください。なお、不備が発生しな いよう、確実な出張申請受付の実施をお願いします。
9	仕様書	4の(1)	実施施設件数、申請件数が目標に達しないことが見 込まれる場合の代替措置では、商業施設等を候補と することは可能でしょうか。	代替措置について商業施設を候補とすることは可能です。